

福島区 地活協補助金通信



地域活動協議会のみなさまへ

平素は福島区政にご理解・ご協力をいただきまして誠にありがとうございます。
今回の「地活協補助金通信 Vol.2」は、地活協補助金の「**運営費補助金**」について掲載しておりますのでご活用いただければ幸いです。

運営費補助金とは

(補助率) 100%

(補助対象事業) 地域活動協議会の運営に関わる事務や活動等

(補助対象となる経費)

「1 報酬」「2 報償費」「3 施設修繕費」「4 食糧費」「5 備品購入費」
「6 委託料」「7 その他経費」

(補助金限度額) 次のとおり「活動費補助金交付額 (補助対象経費の75%)」によって決定

- | | |
|------------------------------|-----------------|
| 基準① 活動費補助金交付額：200万円以上 | ➔ 活動費補助金交付額の25% |
| 基準② 活動費補助金交付額：100万円以上200万円未満 | ➔ 50万円 |
| 基準③ 活動費補助金交付額：100万円未満 | ➔ 活動費補助金交付額の50% |



「運営補助金限度額」の計算例

活動費補助金交付額 (必要対象経費)		運営費補助金限度額
基準① 2,500,000円 (3,333,334円)	➔	625,000円
基準① 2,000,000円 (2,666,667円)	➔	500,000円
基準② 1,800,000円 (2,400,000円)	➔	500,000円
基準② 1,200,000円 (1,600,000円)	➔	500,000円
基準③ 900,000円 (1,200,000円)	➔	450,000円
基準③ 500,000円 (666,667円)	➔	250,000円

運営費補助金の限度額は最終的に「**精算完了時の活動費補助金額**」で決定します。
今回のコロナ等の影響により、計画通り事業が実施できなかった場合、当初予定の運営費補助金が減額となる可能性がありますので、会計担当者の方は全体の状況把握が必要となります。

不明な点等ございましたら「まちセン」「区役所」までお問い合わせください

(お問い合わせ) 福島区まちづくりセンター

福島区役所市民協働課地域活動支援担当

☎ 6136-6338

☎ 6464-9743

